

<p>(6) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例（措法65の13①、68の85①、措令39の9の2①二、改正措令附則1九、30⑥）</p>	<p>○ 民間都市開発の推進に関する特別措置法の事業用地適正化計画に定められた事業用地に、中心市街地活性化法の認定中心市街地の区域が追加されました。</p>	<p>中心市街地整備改善活性化法一部改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p>													
<p>(7) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例（措法66、68の85の3、措令39の10、39の109の3、措規22の9の4、22の73、改正法附則1九、112②、138②）</p>	<p>○ 法人が、その有する国有財産特別措置法第9条第2項の普通財産のうち同項に規定する土地等として財務局長等により一定の証明がされたもの（以下「特定普通財産」といいます。）に隣接する土地（以下「所有隣接土地等」といいます。）につき、同項の規定によりその所有隣接土地等とその特定普通財産との交換をしたときは、その交換により取得した特定普通財産につき圧縮記帳を認めるという制度が創設されました。</p>	<p>国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律の施行の日（平18.4.28）以後に行う交換について適用されます。</p>													
<p>(8) その他の改正（措法64①、64の2①⑪、68の70①、68の71①⑫、措令39⑳、39の99⑫、改正法附則112①～③、138①～③） （措法65の7①、65の8①⑪、68の78①、68の79①⑫、措令39の7㉔、39の106㉕、改正法附則112⑩⑪⑫、138⑩⑪⑫） （措法65の11①、65の12①⑫、68の82①、68の83①⑬、措令39の9⑳、39の108⑱、改正法附則112⑯⑰、138⑯⑰） （措法65の13①、65の14①⑫、68の84①、68の85①⑬、措令39の9の2⑬、39の109⑪、改正法附則112⑱⑲、138⑱⑲） （措法65の15①、68の85の2①、改正法附則112⑳、138⑳）</p>	<p>○ 会社法の制定等に伴い、資産の譲渡の場合の課税の特例制度について、次の改正が行われました。 イ 圧縮記帳が認められる経理方法について、次の改正が行われました。</p> <table border="1" data-bbox="534 795 1185 1198"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">経</td> <td>・ 損金経理により減額する方法</td> <td>・ 損金経理により減額する方法</td> </tr> <tr> <td>・ 損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">理</td> <td>—</td> <td>・ 確定した決算において積立金として積み立てる方法</td> </tr> <tr> <td>・ 確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法</td> <td>・ 決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 特別勘定の金額の損金算入が認められる経理方法について、決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法が追加されました。 ハ 法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等を行った場合において、1千万円以上の特別勘定の金額を有しているときは、その特別勘定の金額は、益金の額に算入されることとされました。</p>		改正前	改正後	経	・ 損金経理により減額する方法	・ 損金経理により減額する方法	・ 損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法	—	理	—	・ 確定した決算において積立金として積み立てる方法	・ 確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法	・ 決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法	<p>平18.5.1以後に終了する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>平18.10.1以後に行う非適格株式交換等について適用されます。</p>
	改正前	改正後													
経	・ 損金経理により減額する方法	・ 損金経理により減額する方法													
	・ 損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法	—													
理	—	・ 確定した決算において積立金として積み立てる方法													
	・ 確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法	・ 決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法													

V 税額の計算に関する改正

1 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、次の仕組みから構成されています。

(1) 増加試験研究費の税額控除制度

青色申告法人の各事業年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額を、その事業年度の法人税額の12%相当額（特別試験研究費の額がある場合には、その12%相当額に特別試験研究費の額の15%相当額を加算した金額と法人税額の14%相当額とのいずれか少ない金額）を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の4①）。

(2) 試験研究費の総額に係る税額控除制度

青色申告法人の各事業年度（上記(1)の適用を受ける事業年度を除きます。）において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に10%（試験研究費割合が10%未満である場合には、試験研究費割合に0.2を乗じて計算した割合に8%を加算した割合）の税額控除割合を乗じた金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の4②）。

（注）平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度の税額控除割合については、2%の割増措置が講じられています（旧措法42の4⑩）。

(3) 特別共同試験研究に係る税額控除制度

青色申告法人の各事業年度（上記(1)の適用を受ける事業年度を除きます。）において、特別共同試験研究費の額がある場合には、その特別共同試験研究費の額に税額控除割合（12%から上記(2)で適用した税額控除割合を控除した割合）を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額（上記(2)により既に控除された法人税額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の4③）。

（注）平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する事業年度の税額控除割合については、3%の割増措置が講じられています（旧措法42の4⑩）。

(4) 中小企業技術基盤強化税制

青色申告法人である中小企業者等の各事業年度（上記(1)から(3)までの適用を受ける事業年度を除きます。）において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額の12%相当額を、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の4⑦）。

（注）平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度の税額控除割合については、3%の割増措置が講じられています（旧措法42の4⑩）。

(5) 繰越税額控除限度超過額等の繰越控除制度

青色申告法人の各事業年度（上記(1)の適用を受ける事業年度を除きます。）の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超える場合において、上記(2)又は(3)の税額控除制度による税額控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有するときは、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額（上記(2)又は(3)により既に控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（旧措法42の4④）。

また、上記(4)の税額控除制度による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額がある場合においても、同様に繰越中小企業者等税額控除限度超過額の税額控除が認められています（旧措法42の4⑧）。

〔改正の内容〕

(1) 増加試験研究費の税額控除制度が、適用期限（平成18年3月31日）の到来をもって廃止されました。

(2) 試験研究費の総額に係る税額控除制度の整備

イ 税額控除割合の上乗せ措置（2%）が、適用期限（平成18年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法42の4⑩）。

ロ 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除きます。以下「適用年度」といいます。）において、所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が、比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、比較試験研究費の額を超える部分の金額について5%の税額控除の上乗せ措置が講じられました。この場合の税額控除限度額は、次の算式により計算した金額となります（措法42の4⑨）。

（注）1 「比較試験研究費の額」とは、適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額をその3年以内に開始した各事業年度の数で除して計算した金額をいいます（廃止された増加試験研究費の税額控除制度における比較試験研究費の額とは異なります。）（措法42の4⑪九）。

2 「基準試験研究費の額」とは、適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち最も多い額をいいます（廃止された増加試験研究費の税額控除制度における基準試験研究費の額と同様です。）（措法42の4⑩十）。

（算式）

税額控除限度額＝

〔試験研究費の額×10%（注）〕＋〔（試験研究費の額－比較試験研究費の額）×5%〕

（注） 試験研究費割合が10%未満である場合には、試験研究費割合に0.2を乗じて計算した割合に8%を加算した割合となります。

（3）特別共同試験研究に係る税額控除制度の整備

- イ 税額控除割合の上乗せ措置（3%）が、適用期限（平成18年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法42の4⑩）。
- ロ 特別共同試験研究費の額が特別試験研究費の額に改称されました（措法42の4④）。
- ハ 適用年度において、所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が、比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合における特別試験研究に係る税額控除制度の適用については、特別試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額（すなわち比較試験研究費の額）を基礎として税額控除限度額を計算することとされました（措法42の4⑨）。
- ニ 適用対象となる試験研究に、薬事法第2条第14項に規定する希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療機器（いわゆるオーファンドラッグ）に関する試験研究で、独立行政法人医療基盤研究所法第15条第2号の規定による助成金の交付の対象となった期間に行われるものが追加されました（措法42の4⑪三、措令27の4⑭六）。

（4）中小企業技術基盤強化税制の整備

- イ 税額控除割合の上乗せ措置（3%）が、適用期限（平成18年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法42の4⑩）。
- ロ 適用年度において、所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額が、比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、比較試験研究費の額を超える部分の金額について5%の税額控除の上乗せ措置が講じられました。この場合の税額控除限度額は、次の算式により計算した金額となります（措法42の4⑨）。

（算式）

税額控除限度額＝

〔試験研究費の額×12%〕＋〔（試験研究費の額－比較試験研究費の額）×5%〕

（5）連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(4)までの措置に準じた改正が行われています（措法68の9、措令39の39、措規22の23）。

〔適用時期等〕

- (1) 改正の内容の(1)から(4)までの規定は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則102）。
- (2) 改正の内容の(5)の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成18年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用され、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則129①）。

(3) 改正前の増加試験研究費の税額控除制度において、分割等（分割、現物出資又は事後設立をいいます。以下同じ。）がある場合の試験研究費の額の区分計算に係る合理的な方法について所轄税務署長から受けた認定は、改正の内容の(2)ロ、(3)ハ又は(4)ロの規定の適用を受ける場合の合理的な方法について受けた認定とみなすこととされ、その方法による旨の届出についても同様の取扱いとされました（改正措令附則24③、37④）。

また、上記の場合を除き、その分割等が平成18年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の前日に行われたものである場合において、試験研究費の額の区分計算を合理的な方法で行おうとするときは、その事業年度開始の日以後6月以内にその合理的な方法に係る認定の申請書及び届出書を提出することとされました（改正措令附則24④、37⑤、改正措規附則12、19）。

2 情報基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告法人が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、情報基盤強化設備等の取得等又は賃借をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）において、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）の指定期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額又はリース費用の総額の合計額が一定の金額以上であるときは、10%の法人税額の特別控除を認めることとされました（措法42の11②③）。

この制度の概要は、次のとおりです。

(1) 情報基盤強化設備等の取得等をした場合

イ 適用対象法人

適用対象法人は、青色申告法人です（措法42の11②）。

ロ 適用対象資産

適用対象資産及び取得価額の合計額は、情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却と同様です（36ページ I 1(1)イ及びロ参照）。

ハ 税額控除限度額

税額控除限度額は、次の算式により計算します。

ただし、当該事業年度の法人税額の20%相当額が限度となります（措法42の11②）。

（算式）

税額控除限度額 = 情報基盤強化設備等の基準取得価額（取得価額 × 70%）の合計額 × 10%

(2) 情報基盤強化設備等を賃借した場合

イ 適用対象法人

適用対象法人は、青色申告法人で資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人並びに公益法人等及び協同組合等（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社は除きます。）です（措法42の11③、措令27の11④、措規20の5の2②）。

ロ 適用対象資産等

(イ) 適用対象資産

適用対象資産は、情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却と同様です（36ページ I 1(1)イ参照）。ただし、リース契約期間内において支払われるべきリース費用の総額の合計額が420万円以上であるものに限り（措法42の11③、措令27の11⑥）。

(ロ) 対象となる賃借

対象となる賃借は、情報基盤強化設備等のリース契約において、次に掲げる要件のすべてを満

たすものに限り（措令27の11⑤）。

- i リース契約期間が4年以上であり、かつ、そのリース契約期間がその情報基盤強化設備等の耐用年数を超えないものであること
- ii リース費用の総額がその情報基盤強化設備等ごと（同一の情報基盤強化設備等が2以上ある場合には、一台又は一基ごと）に定められているものであること
- iii リース費用の総額がリース契約期間内において均等額により定期的に支払われることとされていること

ハ リース税額控除限度額

リース税額控除限度額は、次の算式により計算します。

ただし、当該事業年度の法人税額の20%相当額（上記(1)による税額控除額がある場合には、その金額を控除した残額）が限度となります（措法42の11③）。

（算式）

$$\text{リース税額控除限度額} = [(\text{リース費用の総額} \times 42\%) \text{の合計額}] \times 10\%$$

ニ リース税額控除の取戻し

リース税額控除の規定の適用を受けた法人が、そのリース契約期間内に、その情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合には、法人税の額から控除された金額のうち事業の用に供しなくなった日からリース契約期間の末日までの期間に対応する部分の金額を、その事業の用に供しなくなった日を含む事業年度の法人税額に加算します（措法42の11⑥、措令27の11⑧～⑫）。

(3) 繰越税額控除限度超過額の控除

青色申告法人が各事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において、当該事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合に限り）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、上記(1)又は(2)による控除をしてもなお控除しきれない金額（この(3)による控除済の金額を除きます。）の合計額（以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有する場合には、その繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、当該事業年度の法人税額から控除します。

ただし、当該事業年度の法人税額の20%相当額（上記(1)又は(2)により既に控除された税額がある場合には、その金額を控除した残額）が限度となります（措法42の11④）。

(4) 適用要件

上記(1)及び(2)の規定の適用を受けるためには、確定申告書等に、その税額控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、その計算に関する明細書を添付して申告することが必要とされています（措法42の11⑨）。

また、上記(3)の規定の適用を受けるためには、情報基盤強化設備等を事業の用に供した事業年度以後の各事業年度の確定申告書等に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、上記(3)の規定を適用する事業年度の確定申告書等に、その税額控除を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書を添付して申告することが必要とされています（措法42の11⑩）。

(5) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(4)までの措置に準じた措置が講じられています（措法68の15、措令39の45）。

〔適用時期〕

平成18年4月1日以後に取得等をする情報基盤強化設備等について適用されます（改正法附則105、131）。

3 その他

○ その他の税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の5②、68の10②、旧措規20の2一イ・ロ、改正法附則102、改正措規附則13、平4大蔵省告示第57号、平18財務省告示第148号）	○ エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却（37ページ参照）と同様の改正が行われました。	平18.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(2) 中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の6②③、68の11②③、措令27の6①③⑧⑨、39の41①⑤⑥、措規20の2の2①～③⑥⑨、22の24②④、旧措規20の2の2①、改正法附則104、改正措規附則14）（措法42の6⑥、68の11⑥、旧措令27の6⑩二、39の41⑩二、改正措令附則25、38）	○ 適用対象資産について、中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却（38ページ参照）と同様の改正が行われました。 また、ソフトウェアを賃借する場合については、一のソフトウェアのリース費用の総額が100万円以上のものとされています。 なお、これに準ずるものとして、当該事業年度（平成18年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度である場合には、同日から事業年度終了の日までの期間）において賃借をしたソフトウェアのリース費用の総額の合計額が100万円以上のものも認められます。 ○ 会社法の制定に伴い、リースに係る控除税額を取り戻す措置から除かれる事実について、旧商法の規定による整理開始の命令があったことが除かれました。	平18.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平18.5.1前に整理開始の命令があった場合又は同日において現に係属している会社の整理に関する事件について、同日以後に整理開始の命令があった場合については、従来どおり適用されます。
(3) 事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の7⑥、68の12⑥、旧措令27の7⑬二、39の42⑯二、改正措令附則25、38）	○ 会社法の制定に伴い、リースに係る控除税額を取り戻す措置から除かれる事実について、旧商法の規定による整理開始の命令があったことが除かれました。	(2)の適用時期等と同じになります。
(4) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の10⑥、68の14⑥、旧措令27の10⑤二、39の44⑧二、改正措令附則25、38）	○ 会社法の制定に伴い、リースに係る控除税額を取り戻す措置から除かれる事実について、旧商法の規定による整理開始の命令があったことが除かれました。	(2)の適用時期等と同じになります。
(5) 情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除（旧措法42の11、68の15、旧措令27の11、39の45、旧措規20の5の2、22の28、改正法附則106、132、改正措令附則27、40、改正措規附則15、20）	○ 適用期限（平成18年3月31日）の到来をもって廃止されました。 ○ 繰越税額控除の規定の適用を受ける場合において、情報通信機器等の取得等をした場合の法人税額の特別控除又は情報基盤強化設備等の取得等をした場合の法人税額の特別控除の規定による控除税額があるときには、繰越税額控除限度額のうち控除できる金額は、その法人の当期の法人税額の20%相当額からこれらの控除税額を控除した金額が限度となります。	平18.4.1前に取得等をしたものについては、左記のとおり経過措置が講じられているものを除き、従来どおり適用されます。
(6) 経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用（措法68の2、68の109、措規22	○ 中小企業新事業活動促進法の承認を受けた中小企業者に該当する特定同族会社が、承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している場合における当該事業年度については、特定同族会社の特別税率を適用しないこととする制度に改組されました。	平18.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税につ

の20、22の80、旧措法68の2、68の109、旧措令39の34の2、39の128、旧措規22の20、22の80、改正法附則102)	いては、従来どおり適用されます。
---	------------------

Ⅵ その他の改正

○ その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(措法62、68の67)	○ 適用期限が平成20年3月31日まで2年延長されました。	—
(2) 国外関連者との取引に係る課税の特例等(措法66の4⑦、68の88⑥、措令39の12⑫、39の112⑩、改正法附則113、139)	○ 独立企業間価格の算定に必要な帳簿書類の提供がない場合の推定課税における独立企業間価格の算定方法に、次のものが追加されました。 イ 類似の事業を営む法人のその事業に係る営業利益を基に算定する方法(取引単位営業利益法に対応する方法) ロ 国外関連取引に係る事業に係る連結利益を調査対象法人と国外関連者との間で分割して算定する方法(利益分割法に対応する方法) ハ イに準ずる方法 ニ イ及びハの方法と同等の方法	平18.4.1以後に開始する事業年度等分の所得金額等について更正又は決定をする場合について適用され、同日前に開始した事業年度等分の所得金額等について更正又は決定をする場合については、従来どおり適用されます。
(3) 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(措法66の5、68の89、措令39の13、39の113、措規22の10の2、22の75の2、旧措法66の5、68の89、旧措令39の13、39の113、改正法附則114、140、改正措令附則31、44)	○ 対象となる負債及びその負債の利子に、次のものが追加されました。 イ 国外支配株主等が債務の保証をすることにより第三者が資金を供与した場合のその資金に係る負債並びに負債の利子及び国外支配株主等に支払う債務の保証料 ロ 国外支配株主等から借り入れた債券を担保に第三者が資金を供与した場合のその資金に係る負債並びにその負債の利子及び国外支配株主等に支払う債券の使用料 ハ イ又はロの取引を組み合わせた場合の第三者が供与した資金に係る負債並びにその負債の利子、国外支配株主等に支払う債務の保証料及び第三者に支払う債券の使用料 (注) ただし、国外支配株主等及び資金供与者等(イからハまでに掲げる第三者をいいます。以下同じ。)の法人税の課税対象所得に含まれる負債の利子及びその負債の利子に係る負債を除きます。 ○ 国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債及びその負債の利子等から、借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る負債及びその負債の利子等を控除することができることとされました。 この場合において、適用要件となる国外支配株主等の資本持分又は自己資本の額に係る各倍数は、2倍となります。	平18.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。 平18.4.1以後に終了する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入等(措法66の6、66の8、68の90、68の92、措令39の15、39の16、39の19、39の115、39の116、39の119、旧措法66の6、66の8、68の90、68の92、旧措令39の15、39の16、39の19、39の115、39の116、39の119、改正法附則1六八、115①②、141①②)	○ 会社法の制定に伴い、適用対象留保金額の計算、課税対象留保金額の計算及び課税済留保金額の損金算入額の計算について、所要の整備が行われました。	平18.5.1以後の日をその支払の基準日とする剰余金の配当等がある場合について適用され、平18.5.1前の日をその支払の基準日とする利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、従来どおり適用されます。